

被扶養者資格確認調査（検認）について

◆調査の目的と必要性

当組合では、保険給付の適正化の観点から被扶養者調査を定期的実施いたします。これは被扶養者となった方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうかを確認するための調査です。

健康保険組合では、保険料負担のない被扶養者の方にも被保険者の方と同様に保険給付を行っていることから、一定条件を満たした方のみが被扶養者になることができる仕組みとなっています。したがって、本来、扶養に該当しない方を扶養認定してしまうことは、健康保険組合の財政に大きな影響を及ぼすこととなり、将来的には保険料率の上昇など被保険者の皆さまの負担増につながる場合もあります。また、被扶養者（扶養家族）の資格調査（検認）は、法令や厚生労働省の通知により毎年実施することとされています。

給付の公平性を維持し、また、組合財政を安定化させるためにも、非常に大切な手続きであることをご理解いただき、みなさまのご協力をよろしくお願い致します。

（参考）被扶養者資格確認調査を実施する根拠となる法律等について

・健康保険法施行規則第 50 条

「健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる。」

・厚生労働省保険局長通知保発第 1029004 号

「被保険者証の検認は、保険給付適正化の観点から毎年実施すること。」

・厚生労働省保健局保険課長通知保発第 1029005 号

「被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。」

◆実施時期

毎年 9 月～10 月に実施します。詳細は実施年に配布する書類をご確認ください。

◆その他

1. 扶養認定条件は「被扶養者認定について」（ホームページに掲載）をご覧ください。
2. 被扶養者資格確認調査における年間収入額は、課税証明書で前年 1 月～12 月の年間収入を確認します。前年途中月から加入した場合は、加入月～前年 12 月までの平均月額収入が月額収入基準を満たしているか否かにより判断しますのでその場合、課税証明書に加え、前年の 1 月～加入前月までの収入を確認できる書類（以前勤務していた会社の退職時の源泉徴収票のコピーまたは前年 1 月～退職時までの給料明細書のコピー）を添付してください。

※平均月額収入＝{前年度年間総収入額－(前年の 1 月～加入前月までの総収入)}÷(前年の加入月～12 月までの月数)

※月額収入基準

①60 歳未満・・・・・・・・・・月額総収入 108,333 円以下

②60 歳以上及び障害者・・・・・・・・月額総収入 149,999 円以下

（注）障害者：厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

3. 被扶養者が無職無収入である場合も、「収入が無いこと」を確認するために、「非課税証明書」を必ず提出して下さい。
4. 別居による生活援助の実態は、調査直近6か月間の送金を証明する書類で確認します。提出できない場合は扶養削除させていただきます。
※送金を証明する書類＝送り手（被保険者）と受け手（被扶養者）が明確な書類。
（例）振込通知書のコピー、通帳の振込人・振込先の記載面のコピー等
※被扶養者が学生（全日制）の場合、送金証明書は不要です。
5. 被保険者が主たる生計維持者であることを確認するため、被保険者以外で当健保に加入していない扶養能力のある方の「年間収入」を確認する場合があります。
（例）
 - ①被保険者の配偶者が当健保以外の加入者であり、子が調査対象になっている方は配偶者の収入を確認する場合があります（子を共同扶養する場合は子の人数に関わらず年間収入の多い者の被扶養者とします）。
 - ②同居の父または母のいずれかのみを扶養している方は、その配偶者の収入等の確認をする場合があります。
6. 調査の結果、被扶養者の認定基準から外れていると判定した場合は、当組合が定めた日、または事由発生日（就職等）をもって、被扶養者を削除いたします。また、正当な理由がないまま、期日までに被扶養者確認調書等の書類を提出されない場合にも扶養削除となります。扶養削除日以降に医療機関等で治療を受けた場合、医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意願います。
7. 就職や収入基準額を超えたことなどにより、被扶養者の認定基準を満たさなくなった場合は、直ちに「被扶養者(異動)届」及び必要書類一式を提出してください。被扶養者の認定要件を欠いているにもかかわらず、被扶養者の取消申告を行わずに医療機関等を受診していた場合には、その診療に係る当健保の給付は全額返還していただきます。